

国立市緑化推進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 国立市まちづくり条例の施行等に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市緑化推進条例の一部を改正する条例案

国立市緑化推進条例（昭和62年12月国立市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、国立市まちづくり条例（平成28年3月国立市条例第8号）第26条第1項各号に掲げる開発事業を行う者に対して、緑化の指導を行うことができる。

付 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に国立市開発行為等指導要綱（昭和59年10月国立市訓令（甲）第22号）第3条の規定による事前協議の手続がなされた開発事業を行う者に対する緑化の指導については、なお従前の例による。